医療・福祉のこと

医療・介護・障害福祉の保険料などが減額・免除されます

1 医療保険料などの減額・免除 →864億円

被災者の方で生活にお困りの方は、医療保険の**保険料の減額・免除**や一部負担金などの**窓口負担の免除**が受けられます。

〈医療保険の保険料の減額・免除について〉

●国民健康保険、後期高齢者医療の方

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている(またはなっていた)方

などが対象。

お問い合わせ先 **市町村などの各医療保険者の窓口**

●協会けんぽ、船員保険、健康保険組合の方

- 被災により被保険者への報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所の事業主と、その従業員の方が対象。

お問い合わせ先 **健康保険組合などの各医療保険者や地方厚生局保険主管課の窓口**

〈一部負担金や食費・居住費の自己負担の免除について〉

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている(またはなっていた)方

などが対象。

お問い合わせ先 **医療機関や地方厚生局医療課、各医療保険者の窓口**

2　介護保険料などの減額・免除　→275億円

被災者の方で生活にお困りの方は、介護保険の**保険料の**減額・免除、介護サービスの**利用料や施設入所者などの食費・居住費の自己負担の免除**などが受けられます。

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている（またはなっていた）方

などが対象。

お問い合わせ先　**市町村、利用される介護サービスの事業者等の窓口**

3　障害福祉サービスの利用者負担などの減額・免除　→2億円

被災された障害者などの方で生活にお困りの方は、障害福祉サービスなどの利用者負担や障害者施設入所者の食費・居住費の**自己負担の**減額・免除が受けられます。

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている（またはなっていた）方

などが対象。

お問い合わせ先　**市町村、利用される障害福祉サービスの事業者等の窓口**

医療・福祉のこと

仮設住宅などで医療・福祉サービスを提供します

1 仮設診療所の整備補助 →14億円

仮設診療所(薬局を併設するものを含む)、仮設歯科診療所、歯科巡回診療車の整備を補助し、仮設住宅などで生活する被災者の方々への診療を確保します。

お問い合わせ先 **都道府県衛生主管部局の担当窓口**

2 高齢者や障害者、児童への相談・生活支援 →98億円

- 仮設住宅などにお住まいの方に、総合相談、高齢者などのデイサービス、生活支援などを提供する**サービス拠点を設置**します。
- 避難所などで生活する高齢者や障害者、児童への専門家による相談・生活支援などをおこないます。

お問い合わせ先 **都道府県民生主管部局の各事業担当窓口**

医療・福祉サービスなどの復旧・支援を進めます

1 施設の復旧など →906億円

- 医療施設・保健衛生施設・福祉施設などの復旧に対する**国の補助を引き上げ**、健康や福祉を支えるこれら施設の復旧を加速させます。
- 被災した介護、障害福祉、子育て支援関係事業者などの復旧支援のため、事業再開に必要となる備品などの**諸経費を補助**します。

お問い合わせ先

医療関係施設、保健衛生施設など…都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口
介護関係施設、障害福祉関係施設、児童関係施設…都道府県、指定都市、中核市の民生主管部局の各施設担当窓口

2 医療施設などの電力確保支援 →119億円

停電に備え、救命救急センターや介護老人保健施設、重症心身障害児施設などであって、人工呼吸器などの機器を必要とされる方が入所されている施設である場合などには、**自家発電設備の整備**を補助します。

お問い合わせ先

医療関係施設…都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口

介護関係施設、障害福祉関係施設…都道府県、指定都市、中核市の民生主管部局の各施設担当窓口

3 医療施設・福祉施設等の復旧のための融資 →100億円

被災した医療施設、薬局、社会福祉施設などの復旧を支援するため、(独)福祉医療機構が、**建築資金や経営資金などを融資**します。

●融資枠は、1,700億円です。

■医療貸付(医療施設・薬局などへの融資条件の優遇)

(建築資金:主な施設に対するもの)

	災害復旧に係る融資	通常の融資
貸付限度額	担保額を上限 (補助金を除く)	5~7.2億円
償還期間 (据置期間)	20~30年以内 (5年以内)	20~30年以内 (2~3年以内)
融資率	100%	75・80%
貸付利率 (平成23年4月13日現在)	(病院:病床不足地域で償還期間30年の場合) 〈5年間〉 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える部分は通常金利▲0.9% 〈6・7年目〉 通常金利から▲0.9%	1.6~2.4%
担保額での制限	100%	80%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%

(経営資金:主な施設に対するもの)

	災害復旧に係る融資	通常の融資
貸付限度額	診療(介護)報酬×3か月	300~1,500万円
償還期間 (据置期間)	10年以内 (2年6か月以内)	3(10)年以内 (6か月以内)
融資率	100%	75・80%
貸付利率 (平成23年4月13日現在)	(病院) 〈5年間〉 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える部分は通常金利から▲0.9% 〈6・7年目〉 通常金利から▲0.9% 〈8年目以降〉 通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額での制限	100%	80%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%

医療・福祉のこと

■福祉貸付（社会福祉施設などへの融資条件の優遇）

（建築資金）

	災害復旧に係る融資	通常の融資
貸付限度額	担保額を上限（補助金を除く）	担保額を上限（補助金を除く）
融資率	100%	50～80%
貸付利率（平成23年4月13日現在）	無利子	1.6～2.1%
担保額での制限	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は＋0.05%	1名以上、保証人なしの場合は＋0.05%

（経営資金）

	災害復旧に係る融資	通常の融資
貸付限度額	担保額を上限	担保額を上限
償還期間（据置期間）	10年以内（2年以内）	5年以内（6か月以内）
融資率	100%	50～80%
貸付利率（平成23年4月13日現在）	〈5年間〉無利子 〈6・7年目〉通常金利▲0.9% 〈8年目以降〉通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額での制限	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は＋0.05%	1名以上、保証人なしの場合は＋0.05%

お問い合わせ先

医療貸付：（独）福祉医療機構医療貸付部医療審査課

0120-3438-63

福祉貸付：（独）福祉医療機構福祉貸付部福祉審査課

0120-3438-62

既往貸付に関する相談　顧客業務部顧客業務課

0120-3438-64

（平日9:00～19:00　土日祝日9:00～17:00）

（独）福祉医療機構ホームページ

http://hp.wam.go.jp

4 生活衛生関係営業者等の復旧のための融資 →21億円

被災した理容店、美容店、クリーニング店など生活衛生関係営業者など※の復旧を支援するため、(株)日本政策金融公庫が、設備資金や運転資金を融資します。

■「東日本大震災復興特別貸付」の創設（「災害貸付」及び「セーフティネット貸付の拡充」）

現行

	災害貸付	セーフティネット貸付（経営環境変化資金）
貸付対象	①直接被害者 ②間接被害者	③その他震災の影響を受けた者（原発、計画停電、風評など）
貸付限度	3,000万円（上乗せ）	5,700万円（別枠）
貸付期間（据置期間）	設備10年 運転10年（組合など） （2年）	運転8年 （3年）
貸付利率	基準利率 〈被害証明を受けた者〉 （当初3年） 基準利率-0.9% （1,000万円以内） （4年以降） 基準利率	基準利率 〈売上減少要件などに該当〉 （当初3年） 基準利率-0.5% （4年以降） 基準利率

拡充

	東日本大震災復興特別貸付		
貸付対象	①直接被害者 原発被害者も対象	②間接被害者	③その他震災の影響を受けた者（原発、計画停電、風評など）
貸付限度	6,000万円（上乗せ）		5,700万円 （別枠）
貸付期間（据置期間）	設備20年 運転15年（組合など） （5年）	設備15年 運転15年（組合など） （3年）	運転8年 （3年）
貸付利率	基準利率 〈被害証明を受けた者〉 （当初3年） 3,000万円以内：基準利率-1.4%※ 3,000万円超　：基準利率-0.5% （4年以降） 基準利率-0.5% ※貸付対象②は、 被害証明＋売上減少などの 要件に該当すれば最大▲1.4%		基準利率 〈売上減少要件などに該当〉 （全期間） 基準利率-0.5%

※飲食店営業（そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、その他飲食店）、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業

お問い合わせ先 日本政策金融公庫

0120-154-505（平日）　0120-220-353（土日祝日）

子育て・教育のこと

学校施設などの復旧を支援します

1 被災した公立学校を復旧します →962億円

応急仮設校舎の整備や比較的被害が軽い施設の早期の復旧を重点的に支援します。

●**約2,300校**の公立学校を復旧します。

●国が**復旧経費の2／3を補助**します。

2 私立学校の復旧を支援します

災害復旧 →626億円

教育研究活動を早期に復旧できるよう、校地校舎などの復旧・整備を支援します。

●**約700校**の私立学校(幼稚園から大学)を復旧します。

●国が**復旧経費の1／2以内を補助**します。

教育研究活動の復旧 →212億円

●被災した私立大学などにおける設備や備品など教育研究活動の復旧経費を国が補助します。

●被災した私立幼稚園から高等学校における設備や備品など教育活動の復旧経費の補助をおこなう都道府県に対し、国が補助します。

無利子・長期低金利融資 →226億円

●被災した私立学校の施設災害復旧にかかる費用及び当面の経営資金を確保するため、日本私立学校振興・共済事業団において5年間の**無利子及びその後の長期低金利融資**を実施します。

公立学校施設の耐震化を進めます　→340億円

地方公共団体から要望のあった**耐震化工事**を国が支援し、夏休み期間に集中して実施します。

●約1,200棟の耐震化を進めます。

●国が**工事費の1／2または1／3を補助**します。

被災した子どもの就学支援を進めます　→113億円

●幼稚園

震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児に、市町村が**保育料、入園料を軽減**する事業を国が補助します。

お問い合わせ先 **各市町村または各幼稚園**

●小・中学校

震災により就学困難となった児童生徒に、市町村が**学用品費、通学費、学校給食費、医療費などを支給**する事業を国が補助します。

お問い合わせ先 **各市町村または各学校**

●高等学校

震災により就学困難となった生徒に、都道府県がおこなう**奨学金**事業を国が補助します。

お問い合わせ先 **各都道府県または各学校**

●私立学校

震災により就学困難となった幼児児童生徒に、**授業料など減免措置**をおこなう私立学校に補助をおこなう都道府県に対し、国が補助します。

お問い合わせ先 **各都道府県または各学校**

●特別支援（幼・小・中・高）

震災により就学困難となった幼児児童生徒に、都道府県などが**就学奨励**する事業を国が補助します。

お問い合わせ先 **各都道府県または各特別支援学校**

子育て・教育のこと

被災した大学生等を支援します

1 無利子の奨学金を貸与します →35億円

災害や保護者の失職などによって家計が急変した学生に、**無利子の奨学金**を貸与します。

お問い合わせ先 **在学されている各学校の奨学金担当部署**

2 授業料などを減額・免除します →41億円

被災した学生を対象にした**授業料などの減額・免除**を補助します。

お問い合わせ先 **在学されている各国立大学、各国立高等専門学校、各私立大学などの授業料担当部署**

スクールカウンセラーを派遣します →30億円

被災した児童生徒などの心のケア、教職員・保護者などへの助言・援助などに対応するため、費用(1,300人相当)を国が全額負担し、**スクールカウンセラー**などを被災地などの学校に派遣します。

放射線のこと

放射線モニタリングを強化します

●福島県内の空間線量の状況を広域的に把握するため、学校などにおいて積算線量計を用いた調査を継続的におこない、学校や地域住民の安全・安心の確認のために利用します。その結果は、文部科学省のホームページなどに公表します。

●**リアルタイム**で放射線測定をするシステムを順次導入します。

●福島県及び全国の放射線モニタリングデータの把握を継続するとともにホームページなどを通じた**情報提供**に努めていきます。

緊急被ばく医療の体制を強化します

●(独)放射線医学総合研究所において、**被ばく患者の受け入れ体制などを強化**します。

●福島県及び関係市町村に協力し、避難対象となったみなさま、屋内避難の対象となったみなさま、及び30km圏外で線量率が高い地域に居住するみなさまを対象に避難や生活の活動などに関するアンケートをおこないます。

●このアンケートと別途おこなわれる放出放射性物質の分布調査の結果を踏まえ、対象となった**みなさまが受けた放射線量を推定**し、今後の健康管理に役立つ**情報として提供**していきます。

お問い合わせ先

●原子力災害全般に関すること、原子力発電所における事故状況などについては、
経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課
03-3501-1505、03-3501-5890

●文部科学省が実施し、ホームページに掲載している放射線モニタリングの情報については、
文部科学省原子力災害対策支援本部
03-5253-4111(内線 4604、4605)

●ご自身の健康についてご心配のある方は、
文部科学省健康相談ホットライン 0120-755-199
(独)放射線医学総合研究所相談窓口 043-290-4003

この事業についてのお問い合わせ先：文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課(03-6734-4026)

がれき・廃棄物処理のこと

災害廃棄物の処理を進めます

1　災害廃棄物の処理を支援します　→3,519億円

地方公共団体がおこなう災害廃棄物（がれきなど）の処理に対する国の補助率を**最大９割**まで引き上げます。

●現在住民が生活を営んでいる場所の近くにある災害廃棄物については、当面**８月を目途に撤去**し、生活環境に支障がない場所に移動するよう地方公共団体に要請しています。

この事業についてのお問い合わせ先：環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課（03-5501-3154）

2　廃棄物処理施設の復旧を支援します　→164億円

地方公共団体がおこなうごみ処理施設などの復旧に対する国の補助利率を**最大８～９割**に引き上げます。

平成23年度補正予算で、被害報告のあった施設の大部分の復旧に着手できる見込みです。

この事業についてのお問い合わせ先：環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課（03-5501-3154）

被災地の環境モニタリングを強化します　→4億円

建築物解体やがれき処理などによりアスベストが飛散し、被災した工場などから有害物質などが漏れているおそれがあります。

こうした**環境汚染の状況を緊急に調査**し、復旧活動に役立てます。

●モニタリングの結果は、調査結果が判明したものから順次、**環境省ホームページに掲載**などの方法により公表します。

この事業についてのお問い合わせ先：環境省水・大気環境局大気環境課（アスベスト関係）（03-5521-8295）
または同局総務課（アスベスト関係以外）（03-5521-8288）

お問い合わせ先一覧

●労働基準監督署

〈岩手県〉
- 盛岡　019-621-5115
- 宮古　0193-62-6455
- 釜石　0193-22-3831
- 花巻　0198-23-5231
- 一関　0191-23-4125
- 大船渡　0192-26-5231
- 二戸　0195-23-4131

〈宮城県〉
- 仙台　022-299-9071
- 石巻　0225-22-3365
- 古川　0229-22-2112
- 大河原　0224-53-2154
- 瀬峰　0228-38-3131

〈福島県〉
- 福島　024-536-4610
- 郡山　024-922-1370
- いわき　0246-23-2255
- 会津　0242-26-6494
- 白河　0248-24-1391
- 須賀川　0248-75-3519
- 会津（喜多方）0241-22-4211
- 相馬　0244-36-4175
- 富岡　0240-22-3003

●ハローワーク

〈岩手県〉
- 盛岡　019-651-8811
- 沼宮内　0195-62-2139
- 釜石　0193-23-8609
- 遠野　0198-62-2842
- 宮古　0193-63-8609
- 花巻　0198-23-5118
- 一関　0191-23-4135
- 水沢　0197-24-8609
- 北上　0197-63-3314
- 大船渡　080-5949-8155
- 二戸　0195-23-3341
- 久慈　0194-53-3374
- 盛岡新卒応援ハローワーク　019-653-8609

〈宮城県〉
- 仙台　022-299-8811
- 大和　022-345-2350
- 石巻　0225-95-0158
- 塩釜　022-362-3361
- 古川　0229-22-2305
- 大河原　0224-53-1042
- 白石　0224-25-3107
- 築館　0228-22-2531
- 迫　0220-22-8609
- 気仙沼　080-2807-4956
- 仙台新卒応援ハローワーク　022-726-8055

〈福島県〉
- 福島　024-534-4121
- 平　0246-23-1421
- 磐城　0246-54-6666
- 勿来　0246-63-3171
- 会津若松　0242-26-3333
- 南会津　0241-62-1101
- 喜多方　0241-22-4111
- 郡山　024-942-8609
- 白河　0248-24-1256
- 須賀川　0248-76-8609
- 相双　0244-24-3531
- 相馬　0244-36-0211
- 富岡　0246-23-1421
- 二本松　0243-23-0343
- 福島新卒応援ハローワーク　024-534-0466

●公共職業能力開発施設

〈青森県〉
- 青森職業能力開発促進センター　017-777-1234
- 東北職業能力開発大学校付属青森職業能力開発短期大学校　0173-37-3201

〈岩手県〉
- 岩手職業能力開発促進センター　0198-23-5354

〈宮城県〉
- 宮城センター（仙台事務所）　022-292-2753
- 東北職業能力開発大学校　0228-22-2082

〈福島県〉
- 福島職業能力開発促進センター　024-534-3637
- いわき職業能力開発促進センター　0246-26-1231
- 会津職業能力開発促進センター　0242-26-0515

〈茨城県〉
- 茨城職業能力開発促進センター　0297-22-8800

（都道府県がおこなう公共職業訓練については各都道府県にお問い合わせください）

●労働局

〈岩手県〉岩手労働局　019-604-3001（代）

〈宮城県〉宮城労働局　022-299-8833（代）

〈福島県〉福島労働局　024-536-4600（代）

●メンタルヘルス対策支援センター

〈岩手県〉TEL 019-652-1466　FAX 019-652-1466

〈宮城県〉TEL 022-267-4671　FAX 022-267-4283

〈福島県〉TEL 024-529-6150　FAX 024-529-6152